

令和7年度

造 林 事 業 標 準 単 価 表

〔鳥獣害防止施設〕

(鳥獣侵入防護柵)

(食害防護資材)

令和7年7月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

令和7年度造林事業標準単価の適用基準

I 施行形態区分による標準単価の適用

区 分	適 用
自 力	森林所有者が森林組合等へ施業の委託を行わず、自己の労務等で実施する場合
受 託	森林組合等が森林所有者から施業の委託を受けて実施する場合
請 負	市町等が森林組合等と請負（委託）契約により実施する場合 ただし、施業委託による場合は、上記「受託」区分を適用

II 施業区分による標準単価の適用

（１）付帯施設等整備

鳥獣害防止施設等整備

区 分	適 用
鳥獣侵入防護柵設置	防護柵の設置高さ1.8m以上（設置標準図をスカートネット設置の場合は別紙１に示す。スカートネット一体型の場合は別紙２に示す。スカートネットなしの場合は別紙３に示す。）
鳥獣害防止施設設置 （防護柵ゲート）	管理のための通行ゲートの設置を行う場合
食害防護資材	チューブ等の設置高さ1.4m以上（設置標準図を別紙４に示す。）

Ⅲ 社会保険料等について

社会保険料等は、現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金とする。

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に応じ、表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す加算率を適用する。

(表1)

社会保険等		加入している場合の点数
労災保険		6 点
雇用保険		1 点
健康保険		5 点
厚生年金保険		1 0 点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2 点
	中小企業退職金共済制度	3 点

(表2)

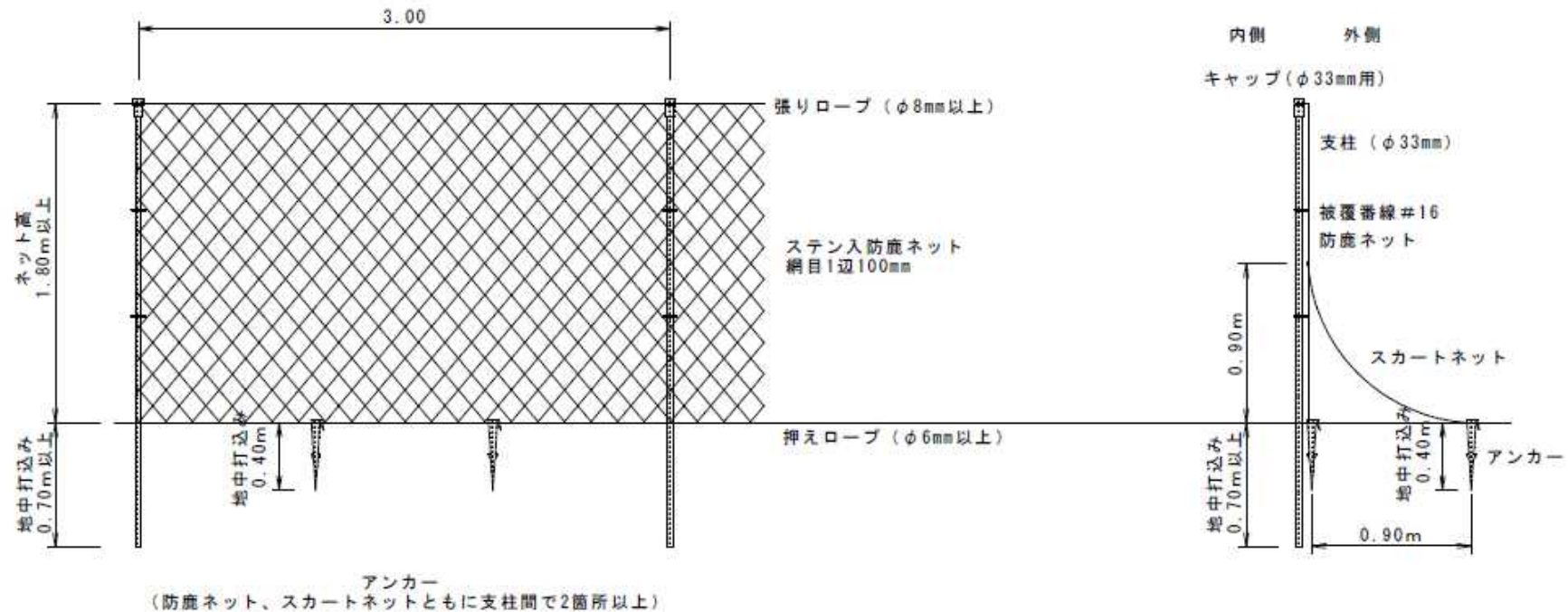
平均点数		加算率
1 点以上	7 点未満	3%
7 点以上	1 3 点未満	10%
1 3 点以上	2 3 点未満	13%
2 3 点以上		18%

令和7年度造林事業標準単価一覧

・防護柵：1,000m当たり
・防護柵ゲート：1基当たり
・食害防護資材：100組当たり

施 業 名	区 分	適 用	雇用 形態	自 力	受 託				請 負			
					3%	10%	13%	18%	3%	10%	13%	18%
付 帯 施 設 等 整 備	鳥獣害防止 施設等整備	鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネット設置)	有		3,524,000	3,723,000	3,809,000	3,951,000	3,640,000	3,845,000	3,933,000	4,080,000
			無	2,842,000	2,927,000	3,126,000	3,212,000	3,354,000	3,023,000	3,229,000	3,317,000	3,464,000
		鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネット一体型)	有		3,807,000	4,021,000	4,114,000	4,267,000	3,902,000	4,123,000	4,217,000	4,374,000
			無	3,070,000	3,162,000	3,377,000	3,469,000	3,622,000	3,241,000	3,462,000	3,556,000	3,714,000
		鳥獣侵入防護柵 (H=2.0m) (スカートネットなし)	有		3,023,000	3,194,000	3,267,000	3,389,000	3,119,000	3,295,000	3,370,000	3,496,000
			無	2,438,000	2,511,000	2,682,000	2,755,000	2,877,000	2,591,000	2,767,000	2,842,000	2,968,000
		鳥獣害防止施設(防護柵ゲート) (H=2.0m、W=3.0m) (ゲート設置)	有		359,000	379,000	388,000	402,000	371,000	392,000	401,000	416,000
			無	342,000	298,000	318,000	327,000	341,000	308,000	329,000	338,000	353,000
		鳥獣害防止施設(防護柵ゲート) (H=2.0m、W=4.0m) (ゲート設置)	有		388,000	410,000	420,000	435,000	400,000	423,000	433,000	449,000
			無	330,000	322,000	344,000	354,000	369,000	333,000	355,000	365,000	381,000
		食害防護資材 (H=1.4m)	有		150,000	158,000	162,000	168,000	153,000	162,000	166,000	172,000
			無	121,000	124,000	133,000	136,000	142,000	127,000	136,000	140,000	146,000
		食害防護資材 (H=1.7m)	有		215,000	227,000	232,000	241,000	218,000	231,000	236,000	245,000
			無	173,000	178,000	190,000	196,000	204,000	181,000	194,000	199,000	208,000

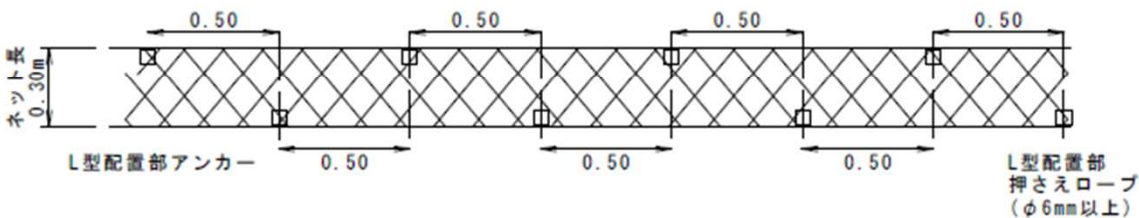
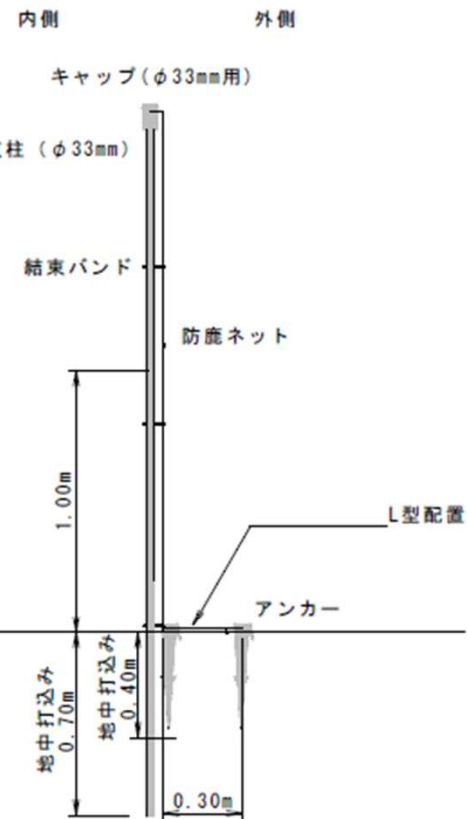
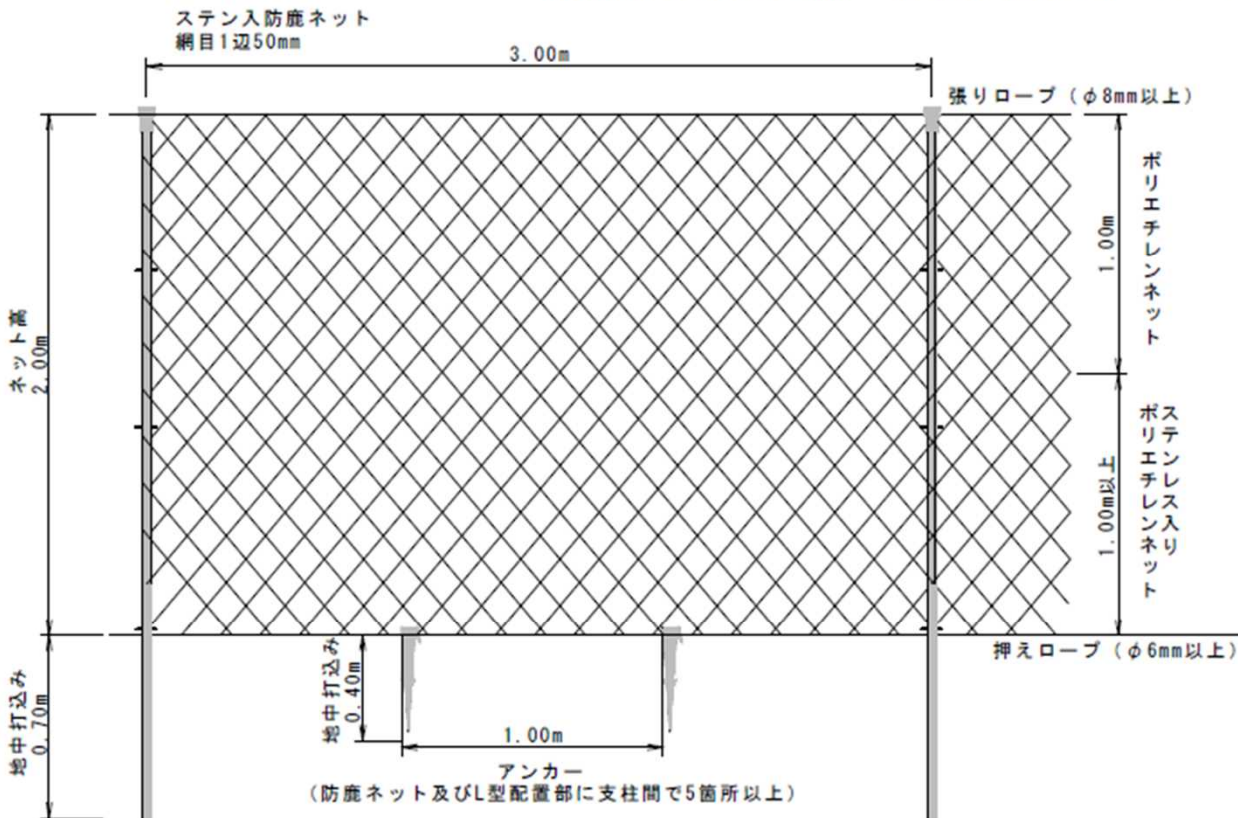
鳥獣侵入防護柵 設置標準図 S=1:40



○作業工程

- | 設 置 | ①支柱を3.00m間隔で、地中に0.70m以上打込み固定する(ただし、土壌条件等により0.70m以上の打込みが困難な場合は、支柱支持用ロープと固定用アンカーを設置し補強する)。 |
|---------|--|
| (ネット張り) | ②張りロープ、押さえロープを防鹿ネットの上下段の編み目に通し、接地部分を2本の支柱間アンカーで固定する。 |
| | ③スカートネット用ロープを通したスカートネット上端を地面から0.90mの高さで防鹿ネットに固定し、防鹿ネットの接地部分から0.90m離れた位置に2本の支柱間アンカーで固定する。 |

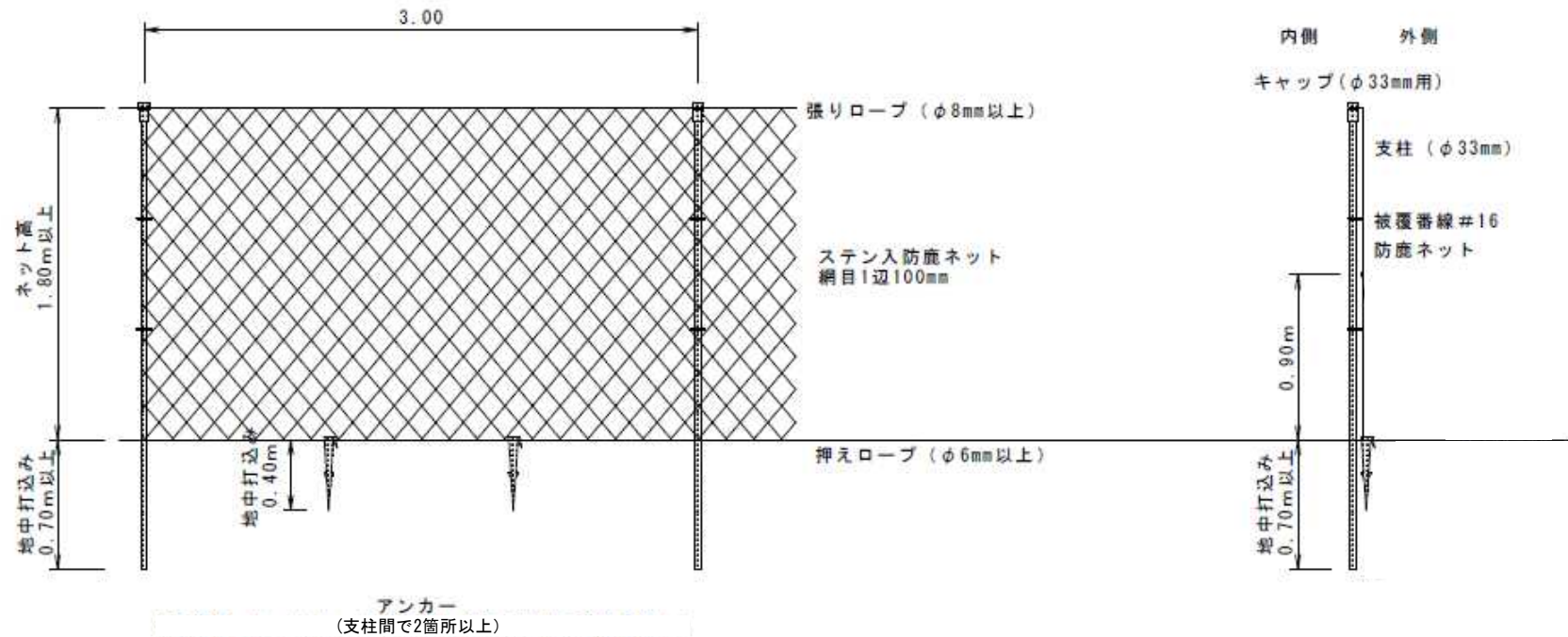
$S = 1:30$ (A4横)



○作業工程

設 置	① 支柱を3.00m間隔で、地中に0.70m以上打込み固定する(ただし、土壤条件等により0.70m以上の打込みが困難な場合は、支柱支持用ロープと固定用アンカーを設置し補強する)。 (ネット張り) ② 支柱5本に1本程度、控え支柱を設置する。 ③ 張りロープを防鹿ネットの上端の網目に、押さえロープを地際と下端の編み目に通し、地際部分を支柱間あたり2～3本のアンカーで固定する。 ④ 地際部分から0.30m以上外側へL型配置部分を広げ、地際のアンカーと互い違いになるよう下端をアンカーで固定する。
-----	---

鳥獣侵入防護柵 設置標準図 S=1:40



○作業工程

設 置	
	①支柱を3.00m間隔で、地中に0.70m以上打込み固定する（ただし、土壌条件等により0.70m以上の打込みが困難な場合は、支柱支持用ロープと固定用アンカーを設置し補強する）。 ②張りロープ、押さえロープを防鹿ネットの上下段の編み目に通し、接地部分を2本の支柱間アンカーで固定する。

食害防護資材 設置標準図

【別紙4】

